



令和3年3月10日

石狩川水系、天塩川水系で洪水予報の発表方法を変更します

～洪水予報の発表区域を地域に合わせて細分化～

旭川開発建設部、留萌開発建設部、旭川地方気象台及び稚内地方気象台は、石狩川上流、天塩川及び名寄川の水位観測所で発表する洪水予報を、基準水位と観測所名を新たに設定し、地域の実情に合わせて発表する区域を分割することで、きめ細やかな洪水予報の発表方法に変更します。

1. 洪水情報の発表を改善する観測所

・石狩川上流 旭橋水位観測所 ・天塩川 美深橋水位観測所 ・名寄川 真勲別水位観測所

2. 変更のポイント

洪水予報区域を細分化し、それぞれの区域に設定した基準水位をもとに洪水予報の発表及び、洪水情報のプッシュ型配信を行う（別紙参照）

3. 新たな区域での運用開始日

令和3年3月16日より運用開始

※上記発表方法の変更に対応した洪水情報のプッシュ型配信については、令和3年5月頃に運用開始予定

◆ 洪水時における情報提供サイトのご紹介



【問合せ先】

旭川開発建設部 治水課 課長 加納 浩生 (電話0166-32-4234)

上席治水専門官 佐々木 政幸 (電話 0166-32-4396)

旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

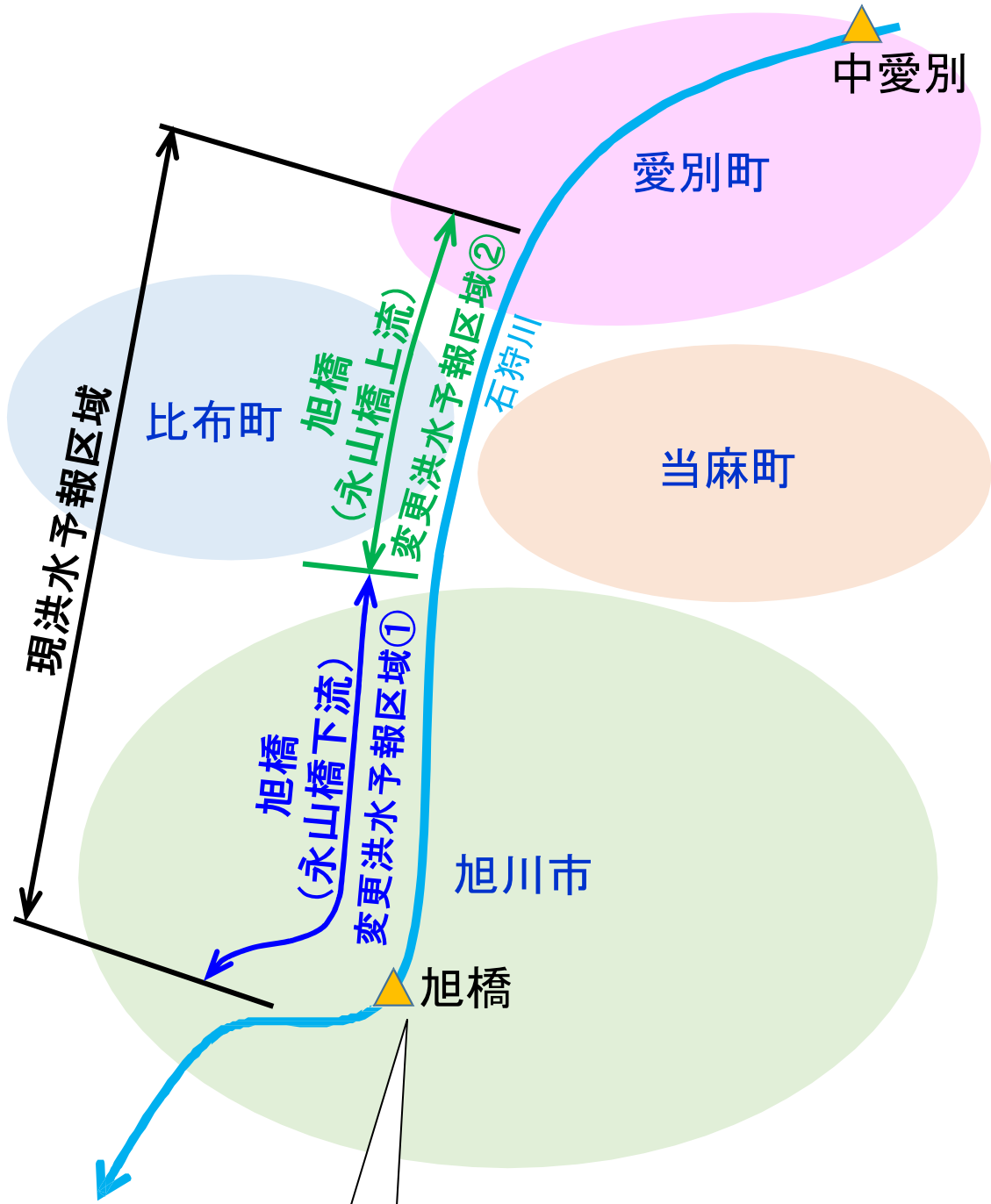
旭川地方気象台 防災管理官 千田 信篤 (電話 0166-32-7102)

水害対策気象官 梅林 浩一 (電話 0166-32-7102)

旭川地方気象台ホームページ <https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/index.html>

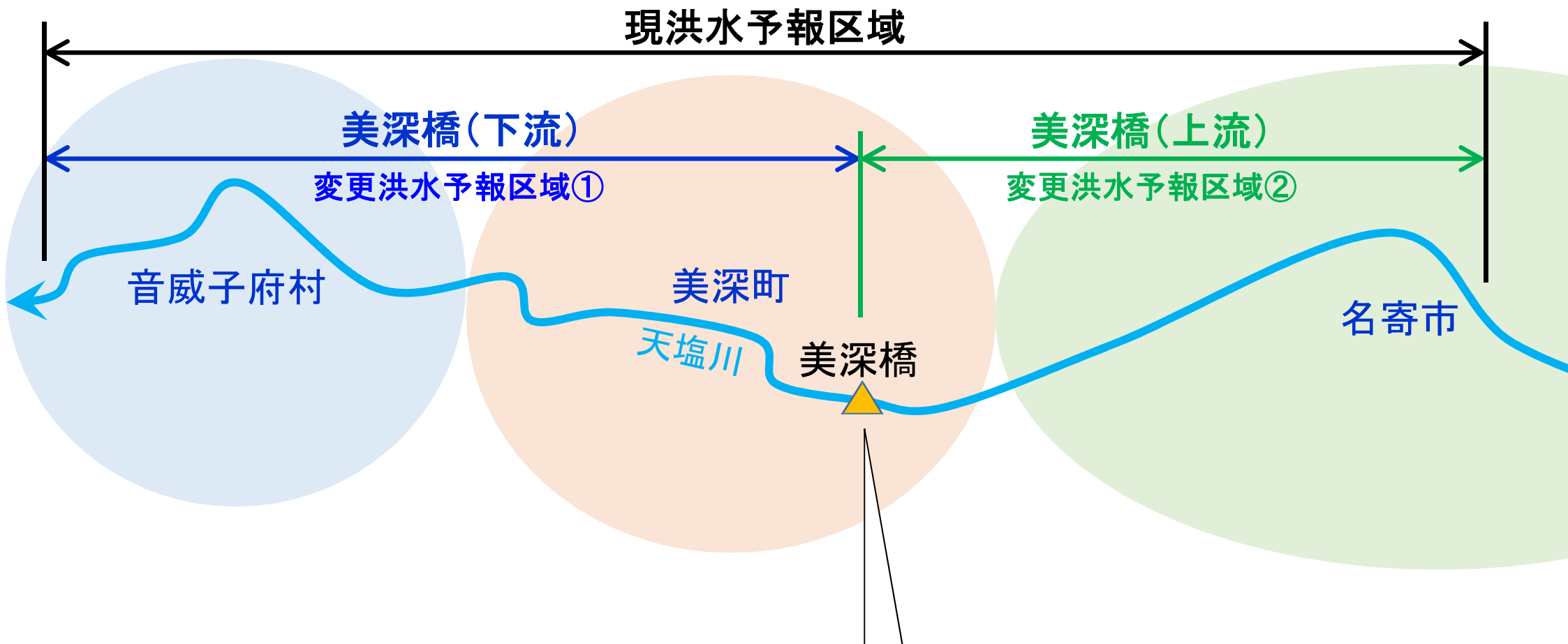


洪水予報区域の変更内容(旭橋)



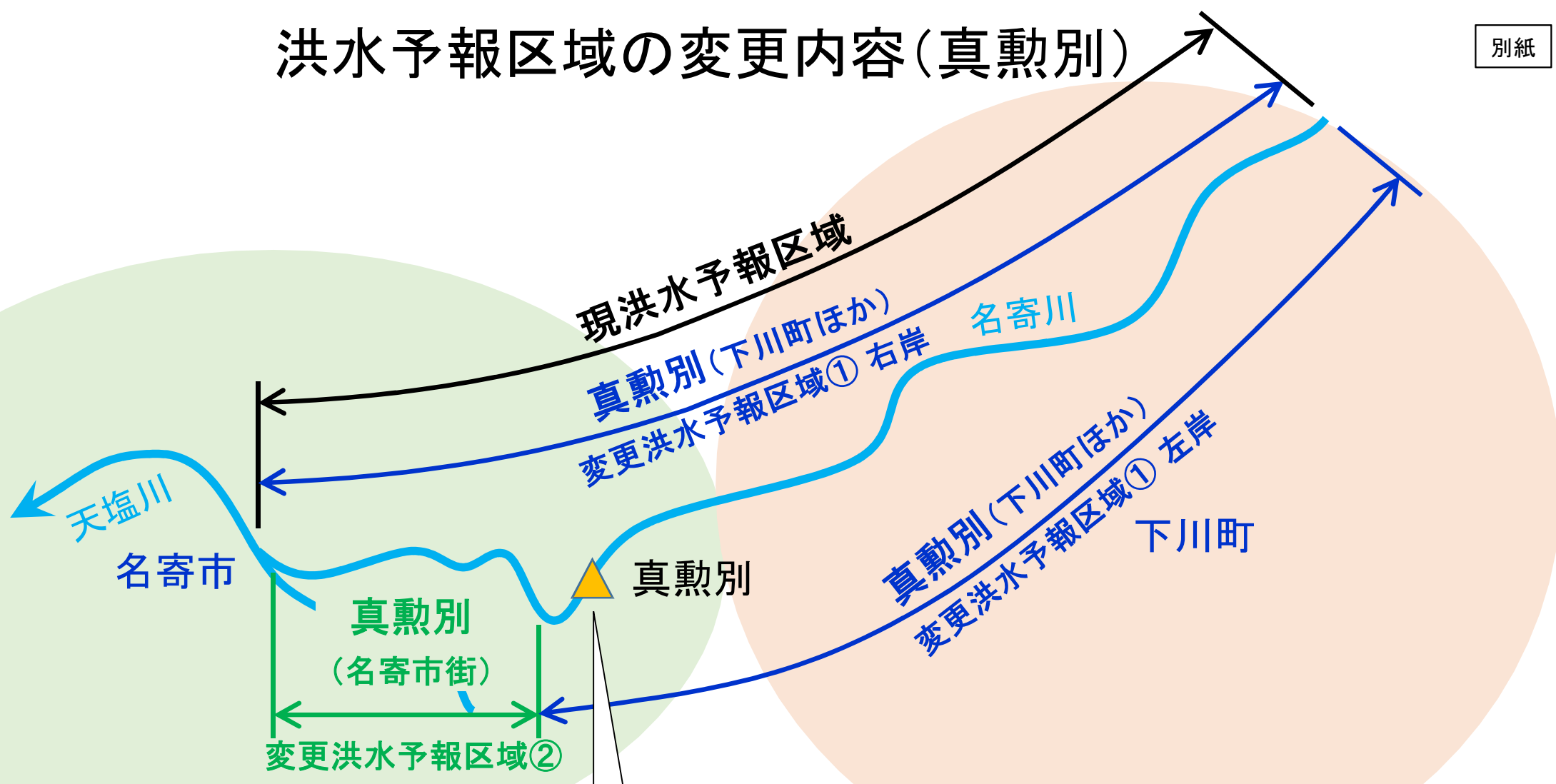
現観測所名(現洪水予報区域)	旭 橋	
変更観測所名(変更洪水予報区域)	旭橋(永山橋下流)	旭橋(永山橋上流)
関係市町村	旭川市	旭川市、当麻町 比布町、愛別町
氾濫危険水位	107.7 m	109.4 m
避難判断水位	106.9 m	109.0 m
氾濫注意水位	106.4 m	
水防団待機水位	105.7 m	

洪水予報区域の変更内容(美深橋)



現観測所名(現洪水予報区域)	美深橋	
変更観測所名(変更洪水予報区域)	美深橋(下流)	美深橋(上流)
関係市町村	音威子府村、美深町	美深町、名寄市
氾濫危険水位	73.0 m	73.7 m
避難判断水位	72.6 m	73.3 m
氾濫注意水位	71.7 m	
水防団待機水位	70.9 m	

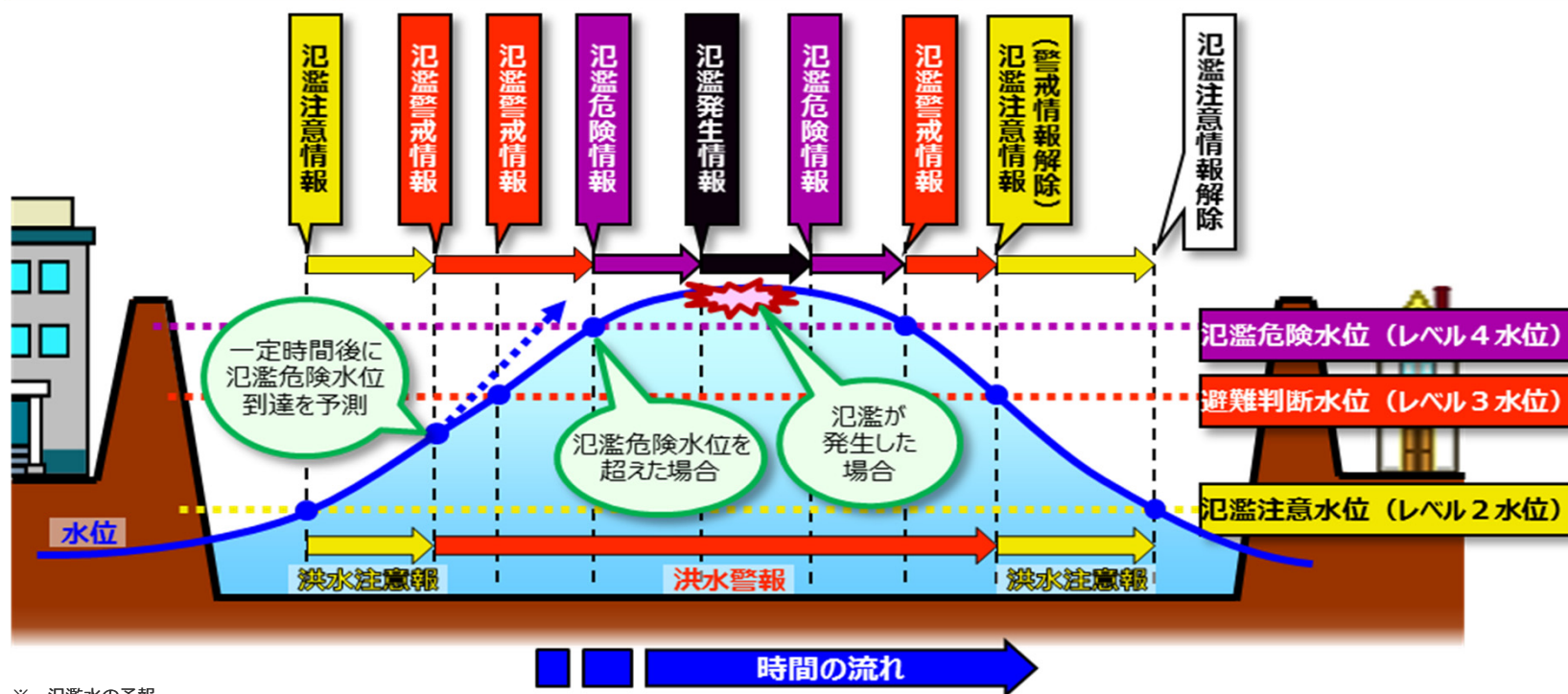
洪水予報区域の変更内容(真勲別)



現観測所名(現洪水予報区域)	真勲別	
変更観測所名(変更洪水予報区域)	真勲別(下川町ほか)	真勲別(名寄市街)
関係市町村	名寄市、下川町	名寄市
氾濫危険水位	105.0 m	106.0 m
避難判断水位	104.7 m	105.7 m
氾濫注意水位	104.4 m	
水防団待機水位	103.9 m	

指定河川洪水予報

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫の発生 （氾濫水の予報※）	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報 （洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】



※ 氾濫水の予報

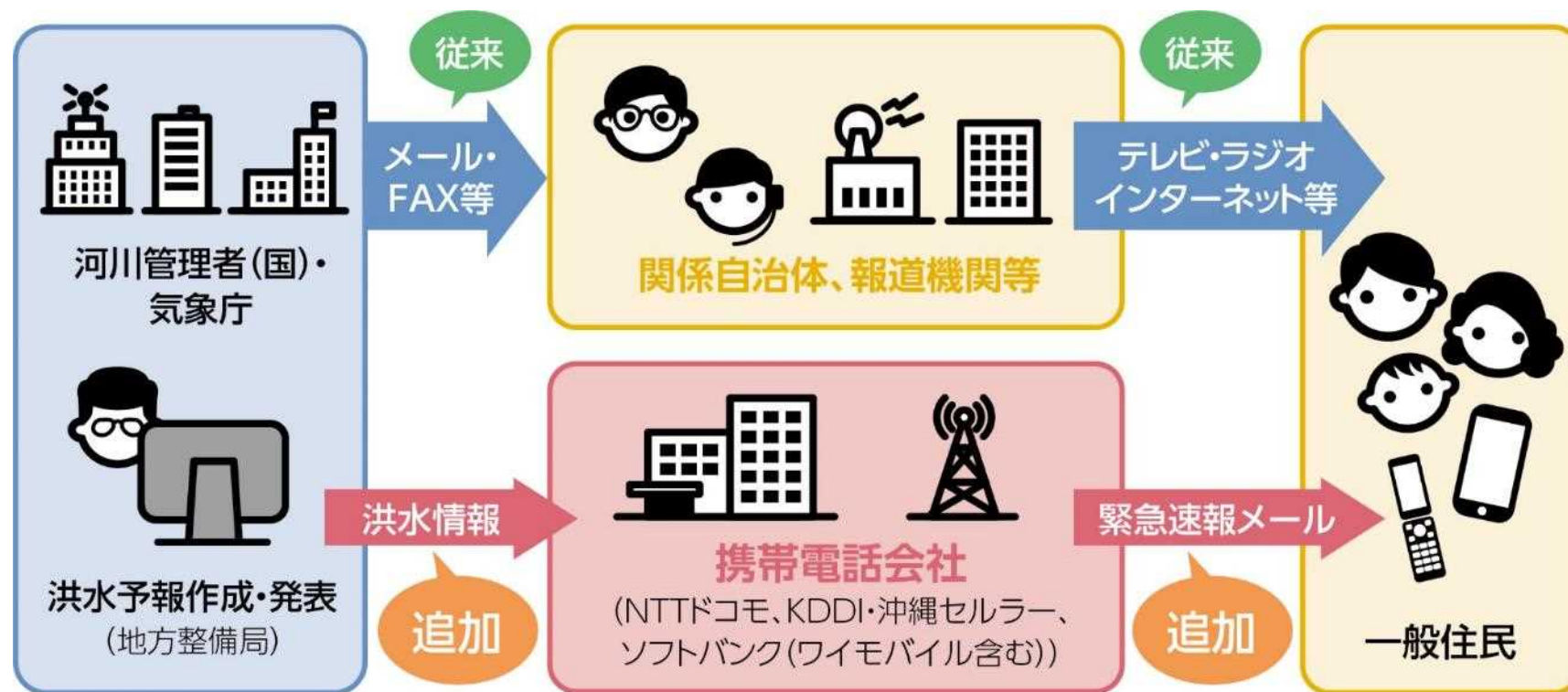
平成17年7月の水防法および気象業務法の改正により、従来の洪水のおそれがあるときに発表する水位・流量の予報に加え、河川が氾濫した後に浸水する区域及びその水深の予報を行うことになりました。平成31年3月現在では、利根川及び阿武隈川の一部の区間において、氾濫水の予報を実施しています。

緊急速報メールによる切迫性の伝達

○国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、緊急速報メールを活用した洪水情報※¹のプッシュ型配信※²に取り組んでいる。平成30年5月1日から、国管理河川全109水系に配信対象をエリア拡大。

※¹ 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（警戒レベル4相当）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※² 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。



※このメール配信は、国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するもの。